

経 済 産 業 省

20170316商局第1号
平成29年4月3日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号) 【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改正案				現行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基準			備考	基準			備考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(H26) ～ J60670-1(H26)	(略)	(略)	(略)	J60065(H26) ～ J60670-1(H26)	(略)	(略)	(略)
J60670-1(H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部：一般要求事項	JISC8462-1:2007	IEC60670-1(2011)に対応 <u>平成32年3月31日</u> まで有効	J60670-1(H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部：一般要求事項	JISC8462-1:2007	IEC60670-1(2011)に対応
<u>J60670-21(H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー</u>	<u>JISC8462-21:2016</u>	<u>IEC60670-21(2004), Amd. No. 1(2016)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第21部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項</u>						
J60670-21 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第21部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JISC8462-21: 2007	IEC60670-21 (2004) に対応 <u>平成32年3月31日</u> まで有効	J60670-21 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第21部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JISC8462-21: 2007	IEC60670-21 (2004) に対応
<u>J60670-22 (H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ</u> 第22部:接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	<u>JISC8462-22: 2016</u>	<u>IEC60670-22 (2003), Amd. No. 1 (2015) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60670-22 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第2部:接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JISC8462-22: 2007	IEC60670-22(2003)に対応 <u>平成32年3月31日</u> まで有効	J60670-22 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第2部:接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JISC8462-22: 2007	IEC60670-22(2003)に対応
J60691(H28) ～ J61386-1(H26)	(略)	(略)	(略)	J60691(H28) ～ J61386-1(H26)	(略)	(略)	(略)
J61386-1(H20)	電線管システムー 第1部:通則	JISC8461-1:2005	IEC61386-1(1996), Amd. No. 1(2000)に対応 <u>平成32年3月31日</u> まで有効	J61386-1(H20)	電線管システムー 第1部:通則	JISC8461-1:2005	IEC61386-1(1996), Amd. No. 1(2000)に対応
<u>J61386-21(H29)</u>	<u>電線管システムー</u> <u>第2部:剛性(硬質)</u> <u>電線管システムの個別要求事項</u>	<u>JISC8461-21:2016</u>	<u>IEC61386-21(2002)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61386-21(H20)	電線管システムー 第2部:剛性(硬質)	JISC8461-21:2005	IEC61386-21(2002)に対応	J61386-21(H20)	電線管システムー 第2部:剛性(硬質)	JISC8461-21:2005	IEC61386-21(2002)に対応

	電線管システムの個別 要求事項		<u>平成32年3月31</u> <u>日まで有効</u>		電線管システムの個別 要求事項		
<u>J61386-22</u> <u>(H29)</u>	<u>電線管システムー</u> <u>第2 2部:プライアブル</u> <u>電線管システムの個別</u> <u>要求事項</u>	<u>JISC8461-22:</u> <u>2016</u>	<u>IEC61386-22(2</u> <u>002)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61386-22 (H20)	電線管システムー 第2 2部:プライアブル 電線管システムの個別 要求事項	JISC8461-22: 2005	IEC61386-22(2 002)に対応 <u>平成32年3月31</u> <u>日まで有効</u>	J61386-22 (H20)	電線管システムー 第2 2部:プライアブル 電線管システムの個別 要求事項	JISC8461-22: 2005	IEC61386-22(2 002)に対応
<u>J61386-23</u> <u>(H29)</u>	<u>電線管システムー</u> <u>第2 3部:フレキシブル</u> <u>電線管システムの個別</u> <u>要求事項</u>	<u>JISC8461-23:</u> <u>2016</u>	<u>IEC61386-23(2</u> <u>002)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J61386-23 (H20)	電線管システムー 第2 3部:フレキシブル 電線管システムの個別 要求事項	JISC8461-23: 2005	IEC61386-23(2 002)に対応 <u>平成32年3月31</u> <u>日まで有効</u>	J61386-23 (H20)	電線管システムー 第2 3部:フレキシブル 電線管システムの個別 要求事項	JISC8461-23: 2005	IEC61386-23(2 002)に対応
J61534-1(H22) ～ J73001-2- 3(H29)	(略)	(略)	(略)	J61534-1(H22) ～ J73001-2- 3(H29)	(略)	(略)	(略)

<u>J75001 (H2 9)</u>	<u>電流制限器</u>	<u>JISC8368:201 6</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J8528-8 (H 16)	(略)	(略)	(略)	J8528-8 (H 16)	(略)	(略)	(略)
<p>※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。</p> <p>表 2～表 5 (略)</p>				<p>※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。</p> <p>表 2～表 5 (略)</p>			